

共同学校事務室だより

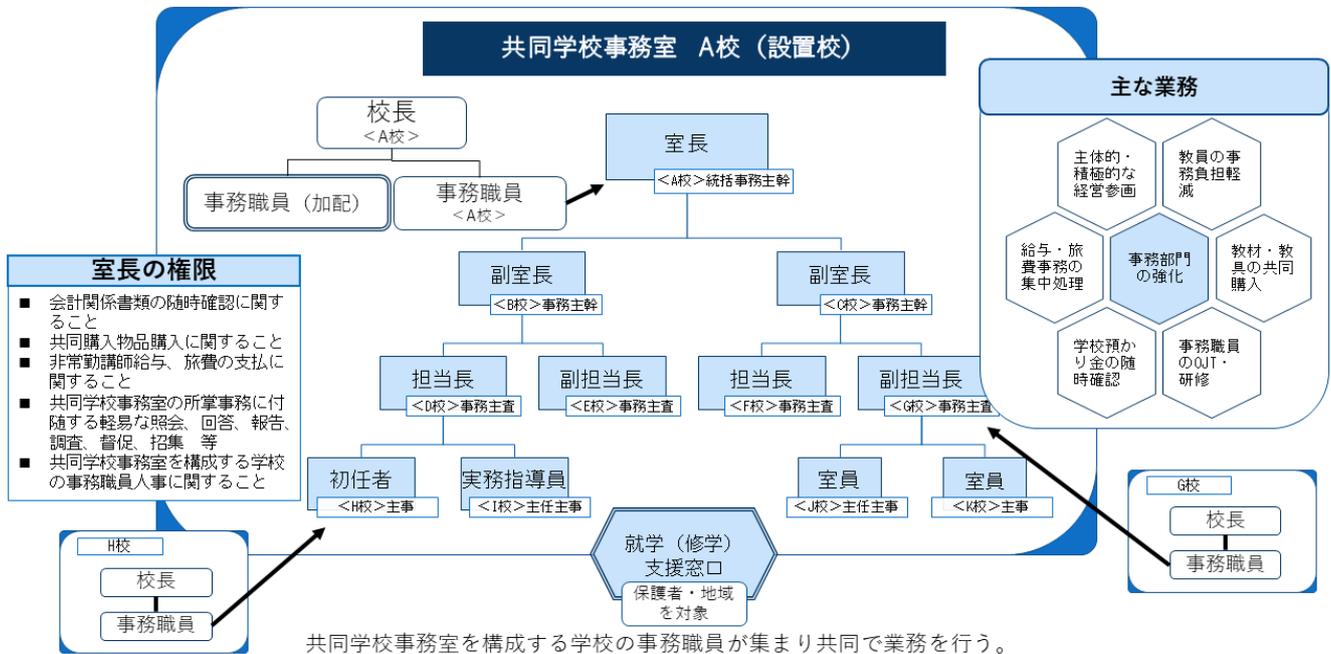


「共同学校事務室」が始まります!!

平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、市町村は2校以上の学校に対して、いずれか1校に「共同学校事務室」を置くことができると法制化されました。

これを受け、全国各地で共同学校事務室の検討・設置が進んでいます。静岡県でも、令和5年度の設置を目指し、先行して第2・3支部でモデル事業がスタートしました。

【静岡県が描く共同学校事務室のイメージ図】



静岡県はこれまで、平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で学校の事務・業務の効率化の改善策として提言された「学校事務の共同実施」を、平成17年度に設置された「学校事務支援室」を中心に、12の支部単位で行ってきました。

この「共同実施」は、文部科学省の報告によれば、ミスや不正の防止、事務の標準化による事務処理の効率化が成果として挙げられる一方、学校マネジメント機能の強化や教員の業務負担軽減などに対しては波及効果が充分ではないという課題が指摘されていました。

今回の法制化で、「共同学校事務室」は「共同実施」にはなかった法的根拠を得ました。共同学校事務室長のリーダーシップの下、学校間の事務量・負担の平準化、ミスや不正の防止、教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTによる事務職員の育成・資質向上など、これまでの「共同実施」の質と効果を更に発展させると共に、学校マネジメント機能の強化や教員の業務負担軽減などの実現が期待されています。

⇒⇒⇒ 裏面「静岡県はこれからどうなるの？」に続きます ⇒⇒⇒

静岡市はこれからどうなるの？

令和5年4月、共同学校事務室設置!! (予定)

【目的】	市民（子ども、保護者、地域社会）からの要求・要望に応える学校を実現するため、共同学校事務室を設置し、事務部門を強化する					
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部番号順によらず、隣接する2つの支部につき1つの共同学校事務室を設置（計6室） ・ 設置校には室長を配置し、統括事務主幹を充てる ・ 室長が共同学校事務室の運営に専念できるよう、設置校には学校事務職員を加配する 					
	1・4支部	2・3支部	5・8支部	6・7支部	9・10支部	11・12支部
設置予定校	末広中	城内中	藁科中	高松中	清水第二中	清水興津中
構成する 学校数	小 14 中 5 小中 4	小 12 中 6	小 11 中 5 小中 1	小 13 中 6	小 13 中 7	小 17 中 9

2・3支部のみ先行実施!!

令和4年度 共同学校事務室モデル事業

実施期間	令和3年12月1日（水）～令和5年3月31日（金）
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務の適正化 ⇒ 学校預かり金の確認、個人情報管理等 (2) 事務の効率化、平準化 ⇒ 給与・旅費事務の共同処理等 (3) 事務職員のOJT ⇒ 校内配布資料・校内予算の検討等 (4) 新たな業務 ⇒ <u>地域・保護者に向けた就学支援窓口</u>、教材等の共同購入等
業務量調査	従来の共同実施により活動する支部1つ（6・7支部）と業務量を比較、検証
見込まれる効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎組織的な業務の遂行、相互牽制等による業務の拡大及び事務処理の精度向上 ◎教職員の負担軽減及び事務職員の時間外勤務縮減 ◎保護者、教職員への情報提供の均一化 ◎<u>就学支援に関する相談窓口機能</u>、学校預かり金の見直し等による保護者負担軽減 <p style="text-align: right;">... e t c</p>

★「就学支援窓口」業務は「静岡市型」の特色です★



「共同学校事務室」とはどんなものか、静岡市はこれからどうなっていくのか、なんとなくお判りいただけましたでしょうか。今後も、この「第2・3支部共同学校事務室だより」をとおして、活動内容や進捗状況などを紹介させていただきます。

第2・3支部の事務職員一丸となって取り組み、子どもたちや先生方の活動をサポートできるよう頑張りますので、ご理解・ご協力よろしく申し上げます!!

